

◎新潟県告示第1225号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年10月24日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 新潟県東蒲原郡阿賀町、魚沼市、上越市及び糸魚川市の民有林の一部